

箕面市要介護認定調査支援アプリ使用許諾仕様書

1. 内容

箕面市要介護認定調査支援アプリの提供

2. 業務の目的

箕面市（以下「市」という。）が行う要介護認定調査業務において、介護認定申請数の増加傾向が続く中、申請から介護度決定までの平均所要日数が国基準の 30 日を超える状況にある。現在紙で実施している要介護認定調査の DX を推進し、業務を効率化することで、認定結果が下りるまでの期間を短縮し、各種介護サービスの利用や介護福祉施設等への入所が速やかに実施できるようになることを目的とする。

3. 履行場所

市が指定する場所（原則、箕面市立総合保健福祉センター内（箕面市萱野五丁目八番一号））

4. 履行期間

令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までとする。

5. 支払い方法

令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までの使用料の総額を契約締結後に一括して支払う。

6. サービス要件

（1）用語の定義

本仕様書における用語の定義は以下の通りとする。

用語	定義
要介護認定調査用端末	市の要介護認定調査員が認定調査に使用する端末であり、スタンドアロンの端末を指す。台数：1 5 台
管理用端末	要介護認定調査用端末で収集した認定調査結果を集約し、管理する端末であり、本市の住民情報システム内で稼働する端末を指す。台数：1 台

（2）基本要件

ア 基本事項

- ① 要介護認定調査員の業務負担軽減に役立つソフトウェアであること。
- ② 要介護認定制度の改正等に対応できる拡張性の高いソフトウェアであること。

- ③ ソフトウェアのアップデートに当たっては、市の要介護認定調査業務に影響しない方法で作業ができること。
- ④ ソフトウェアはオフラインで利用可能であり、他のクラウドサービス等との接続を必要としないこと。
- ⑤ ５年間以上にわたり、安定した利用が可能であること。

イ 稼働環境

要介護認定調査用端末の環境は以下のとおりとする。

※製品は想定であり、端末の詳細については、契約後に市から連絡する。

製品名	dynabook v83/ky
CPU	Intel Corei5-1240P
メモリ	16GB
ストレージ	SSD 256GB
OS	Windows 11 Pro 64bit
ネットワーク環境	オフライン

管理用端末の環境は以下のとおりとする。

製品名	HP Pro Mini 400 G9 Desktop PC
CPU	Intel Corei5 14 世代
メモリ	8GB
ストレージ	SSD 256GB
OS	Windows 11 Pro 64bit
ネットワーク環境	オフライン
ライセンス	Office LTSC Professional Plus 2021

(３) ライセンス数

- ・要介護認定調査用端末：１５ライセンス
- ・管理用端末：１ライセンス

(４) 機能要件

別紙「機能要件一覧」に記載の項目はすべて金額の範囲内で実装すること。ただし条件どおりの実装が困難な場合については、代替案を提示する等の対応により要求項目を十分に満たすものであると市が判断した場合のみ、対応可能として解する。

(５) 問合せ等への対応

本仕様書にて導入するシステムに対する問い合わせ対応を、以下のとおり実施すること。

- ① システムの運用開始サポートについて、知識や経験を有する者が、平日午前１０時から午後５時まで対応できること。
- ② 電話またはメール等での問い合わせ対応を実施すること。
- ③ 大阪府内に事業所を有し、端末の不具合が原因とされる故障対応を速やかに発注者の指定する場所（原則、箕面市立総合保健福祉センター内（箕面市萱野五丁目八番一号））で実施すること。

7.その他

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例等を遵守すること。
- (3) 本業務の遂行に当たっては、市と連絡調整しながら作業を進めること。
- (4) 本業務の実施に当たり、データの漏洩、データの滅失、事故等の予防に十分留意すること。万が一事故が発生した場合には、生じた事項に対して受託者は一切の責任を負うものとし、事項状況等を速やかに市に報告し、最善の処置を行わなければならない。
- (5) ウイルス対策等を含むセキュリティ対策を実施し、システムの安全性の確保に努めること。
- (6) 本業務により得られた成果物及び資料、情報等は、市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、遺漏してはならない。
- (7) 本業務の履行に必要な機器類及び消耗品等は、特別の定めのない限り全て受注者の負担とし、市の資産等を使用する場合は、事前に市と協議すること。
- (8) 市の施設内において、本業務に必要な光熱水費は市が負担する。
- (9) 受託者は、本業務の実施に当たっては、業務上知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。本業務を履行するに当たっては、個人情報を適正に取り扱い、個人の権利利益を侵害することのないよう、別紙「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」に従うものとする。
- (10) 本仕様書は、主要事項を記述したものであり、明記されていない事項についても、本業務の目的を達成するために当然備えるべき事項については、完備しているものとする。
- (11) 本仕様書に定める事項等に疑義が生じた場合、速やかに受託者と市で協議し、決定すること。